

環境影響評価方法書の審査書

No.		
事業名		(仮称)秋田・潟上ウィンドファーム風力発電事業
事業者名		株式会社 ウェンティ・ジャパン
事業実施区域		秋田県潟上市天王及び秋田市下新城野
事業 特 性	事業の内容	風力発電所設置事業 ・風力発電所出力:最大60,000kW ・風力発電機の台数:最多22基(2,000kW-5,000kW級の風力発電機の複数案を予定) ・ハブの高さ:65-92.5m ・ローター直径:80-126m程度
	工事の内容	主な工事の内容: 工事用・管理用道路等の道路工事 用地造成・基礎工事等の伐採・土木工事 風力発電機等の搬入・組立工事 送電線工事、変電設備工事 等
地域 特 性	大気質	対象事業実施区域周辺における一般大気測定局として、潟上市の昭和、秋田市の山王、土崎、堀川、将軍野、広面、茨島の7地点、自動車排出ガス測定局として、秋田市の茨島1地点を選定した。二酸化硫黄、二酸化窒素、窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素、浮遊粒子状物質の値は、環境基準に適合している。光化学オキシダントは将軍野と広面の2地点で測定されている。この10年間、将軍野では21-64日の範囲で、広面では22-57日の範囲で環境基準である1時間値0.06ppmの環境基準を超えている。微小粒子状物質の98%値評価による日平均値が $35.0 \mu\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数は将軍野で360日測定中0日、茨島で62日測定中1日であった。
	騒音・超低周波音	対象事業実施区域及びその周辺区域は、騒音規制法による規制地域に指定されている。自動車騒音常時監視測定地は5箇所。一般環境騒音の測定位置は1箇所(秋田市寺内兎棧二丁目)あり、昼夜とも基準を超えていない。
	振動	対象事業実施区域及びその周辺区域は、秋田市において振動規制法による規制地域に指定されているが、潟上市には指定がされていない。道路交通振動調査についての測定値は昼夜ともに要請限度を下回っていた。秋田市において平成24年度に寄せられた振動に関する苦情は4件であった。
	水質	対象事業実施区域及びその周辺では、公共用水域水質測定地点として3地点が選定されており、生活環境項目と健康項目のデータがある。生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)の測定結果は、大腸菌群数以外は基準を満たしている。人の健康の保護に関する項目(健康項目)においては、環境基準を超える重金属及び化合物は検出されていない。
	地形・地質	対象事業実施区域は秋田県西部の日本海に面した海岸付近に位置している。地形の状況は、海岸沿いに被覆砂丘が幅2~3kmで発達し、砂丘の間の低地に湿地が細長く伸びて分布する。また、重要な地形として、秋田(天王)砂丘が該当する。地質の状況は第四紀の未固結堆積物からなり、主に砂丘砂が分布している。重要な地質は存在していない。
	動物	文献等の資料により確認された動物相の概況は、哺乳類14種、鳥類260種、爬虫類7種、両生類13種、昆虫類1,188種、魚類42種であった。重要な種では、哺乳類6種、鳥類95種、爬虫類3種、両生類5種、昆虫類55種、魚類11種であった。対象事業実施区域の周辺には追分鳥獣保護区が存在する。その他、対象事業実施区域の北側には八郎潟や小友沼等の野鳥の重要な生息地が存在している。

	植物	文献等の資料により1,217種の植物の生育情報が確認された。また、重要な種は170種であった。重要な植物群落として、オオイヌノハナヒゲ群落、ムジナスゲ群落、天王出戸湿原の植生等11箇所が抽出された。
	生態系	対象事業実施区域には、重要な自然環境のまとまりの場として「保安林」があり、その面積の大部分を占める。また、近隣には植生自然度が9～10の群落である「カシワ群落」と「砂丘植生」が分布する。
	景観	対象事業実施区域及びその周辺の主要な眺望点は、梅の里公園、道の駅てんのうスカイタワー、秋田マリーナ等10箇所が挙げられる。また、主要な景観資源については、夕日の松原、八郎瀧調整池、太平山等5箇所が挙げられる。なお、夕日の松原は対象事業実施区域となっている。
	触れ合いの活動の場	対象事業実施区域及びその周辺における、人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、鞍掛沼公園、北野神社、夕日の松原等8箇所が挙げられる。
	廃棄物等	平成24年度の一般廃棄物の処理状況として、ゴミの総排出量は、秋田市で130,574t、潟上市で12,019tであった。産業廃棄物処理施設の状況として、対象事業実施区域から半径50kmの範囲における処理業者は、中間処分が74事業者、最終処分が2事業者、特別管理産業廃棄物が6事業者となっている。
	その他 (教育・医療・福祉施設の配置状況、公園指定等環境保全地域区域指定状況、既設風力設置状況等)	対象事業実施区域周辺における学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設の状況は、対象事業実施区域から2kmの範囲に、学校が10箇所、福祉施設が45箇所、医療機関が17箇所の合計72箇所の配慮が特に必要な施設が存在している。
環境影響評価の項目	参考項目との差異	別紙参照
調査・予測・評価の手法		環境影響評価方法書P.243～P.305参照
住民意見の概要及び事業者見解・関係都道府県知事意見		住民意見の概要及び事業者見解：資料2-2-3参照 関係都道府県知事意見：資料2-2-4参照
審査結果		環境審査顧問会風力部会の御意見を聞いた上で、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な意見を記載する。
備考		本審査書は事業者から届出された環境影響評価方法書を基に作成したものである。

環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分	影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
	大気環境	水環境	その他の環境	出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設	施設の稼働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○			
			粉じん等	○	○			
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○			○
			超低周波音					○
	振動	振動	○	○				
	水環境	水質	水の濁り		×	×		
		底質	有害物質		×			
		地下水	地下水の水位及び流動			○	○	
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	
		その他	風車の影					○
電波障害								○
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)				○	○	
		海域に生息する動物				×	×	
	植物	重要な種及び重要な群落(海域に生育するものを除く。)				○	○	
		海域に生育する植物				×	×	
	生態系	地域を特徴づける生態系				○	○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○			○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物				○		
		残土				○		
	温室効果ガス	二酸化炭素		○	○		○	

備考:

- 一 表中の「○」は「発電所アセス省令」第21条第1項第5号に定める「風力発電所 別表第5」に示す参考項目である。「○」は環境影響評価の項目として選定する項目を、「×」は参考項目であるが、事業特性、地域特性から環境影響評価項目として選定しない項目を示す。
- 二 この表における「環境要素の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - イ 工事の実施に関する内容
 - (1) 工事用資材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
 - (2) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行う。なお、海域に設置される場合は、しゅんせつ工事を含む。
 - (3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。なお、海域に設置される場合は、改訂の掘削等を含む。
 - ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - (1) 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有する。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改変等を伴う。
 - (2) 施設の稼働として、風力発電の運転を行う。
- 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する粒子物質をいう。
- 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び重要な群落」、「重要な種及び重要な群落」とは、学術上又は希少性の観点から重要であることをいう。
- 五 この表において「風車の影」とは、影が回轉して地上に明暗が生じる現象(シャドーフリッカー)をいう。
- 六 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であること、その他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 七 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数のものが利用している眺望する場所をいう。
- 八 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。
- 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数のものが利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。